

市町村軍用地跡地利用計画  
策定助成事業について

# 答申書

平成 5 年 1 月

沖縄県対米請求権事業協会

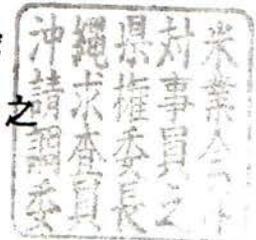
平成5年1月12日

社団法人 沖縄県対米請求権事業協会

会 長 大 田 昌 秀 殿

沖縄県対米請求権事業調査委員会

委員長 池 田 孝



市町村軍用地跡地利用計画策定助成事業について（答申）

当調査委員会は、平成4年10月5日付け諮問第1号をもって諮問のあった事項の一部である市町村等が行う「軍用地跡地利用計画策定事業」に要する経費の助成について、慎重に調査審議した結果、適当であるとの結論を得たので別添のとおり答申します。

## 市町村軍用地跡地利用計画策定助成事業について（答申）

## 1 事業の意義

沖縄県には、広大な軍用地が存在し、地域の振興開発を進める上で大きな制約となっているほか、県民の生活に様々な影響を及ぼしており、その整理縮小と速やかな返還を求め、返還跡地の有効利用の促進を図ることが、本県において重要な課題となっている。

このような実情にかんがみ、第3次沖縄振興開発計画において、軍用地はできるだけ早期に整理縮小し、可能な限り速やかな返還に努め、返還跡地の利用に当たっては、地元の跡地利用に関する計画を尊重しつつ、その有効利用を図るための諸施策を推進することとしている。

そこで、県においては、第3次沖縄振興開発計画の決定や軍用地を取り巻く内外情勢の変化に適切に対応し、本県の振興開発及び土地利用の方向を踏まえ、軍用地返還後の跡地利用の基本方向を定めるとともに、市町村等における軍用地毎の跡地利用計画の策定に資するため「沖縄県駐留軍用地跡地利用基本計画」（以下「県の基本計画」という。）の策定を進めているところである。

一方、市町村においては、軍用地の返還や整理縮小に伴う軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するため、「県の基本計画」及び市町村の総合計画等と整合性のある軍用地跡地利用計画の策定が急がれている。

ところで、市町村が地主や地域住民の意向を踏まえた軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するために策定する「軍用地跡地利用計画策定事業」に対し助成することは、当協会の目的である被害者等の生活環境整備と福利増進ひいては県民の安全で良好な生活及び生産の場を確保し、県民福祉の向上に寄与するものと思料される。

## 2 事業の必要性

- (1) 現在の軍用地の返還のあり方は、主として基地を使用する米軍の都合によって不必要となった部分を返還するというもので、地主に対しては賃貸借契約により1月前に通知することになっており、跡地利用計画が策定されないままの返還となっている。そのため、軍用地跡地を利用した事業を実施するまでに相当の期間を要し、またコマ切れに返還されることにより、計画的な利活用ができないなど長期間の遊休化を余儀なくされ地主及び地域住民に多大の不利益を及ぼしている。

そのようなことから、市町村が主体となって軍用地及び軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進する必要がある、そのためには地主及び地元の意向を反映した軍用地跡地利用基本構想、基本計画等を策定し、それをもとに地主及び地元の合意形成を図っていく必要がある。

しかしながら、地主及び地元の合意形成には長期間を要することや軍用地跡地利用の基本構想、基本計画の策定に要する経費等、市町村にとって大きな負担となっている。

したがって、市町村等が行う「軍用地跡地利用計画策定事業」の推進を図ることは、軍用地跡地の遊休化と未利用期間の長期化を防止し、経済的損失の軽減を図り、もって地域の発展に寄与するうえで極めて有用な事業であると思料される。

- (2) 沖縄県対米請求権事業協会は、対米請求権事案に関し、長い年月の経過による立証資料の散逸等、諸般の情勢から土地関係等事案に係る被害について、個人払いは不可能であるとして国からの特別支出金を受け、被害者等に対する援助事業等を実施するために設立された法人である。

このような協会設立の趣旨から、定款目的でいう被害者等の考え方については、県民総被害者としてとらえる必要があるとされており、わけても戦後27年間の米国の統治下において、広大な基地構築のための土地接収により、居住地移転を余儀なくされるなど財産上の被害を被り、復帰後も引き続き軍用地に土地を使用されている軍用地地主及び地域住民は、ほとんどが対米請求権事案に係る被害者等と認められ、市町村が行う「軍用地跡地利用計画策定事業」に対し助成することは、被害者等と関係の深い援助事業として位置づけられるものと思料する。

### 3 附記事項

- (1) 事業の必要性、定款目的との整合性、事業の緊急性のうえから当助成事業を実施することは適当であると思われるが、軍用地の接収の経緯からみると、国の責務においても必要な措置が講じられなければならないとの立場で実施する必要がある。
- (2) 軍用地の返還促進並びに計画的跡地利用の推進の立場からは、早急に軍用地跡地利用計画が策定されることが望ましく、従って当助成事業は、適当な期間を定めて実施する必要がある。
- (3) 軍用地跡地利用計画策定に必要な経費は、地主会等を含む市町村、県による応分の負担を確立して事業を実施する必要がある。
- (4) 当助成事業は、諸般の情勢に適切な対応ができるよう適宜見直しを行い、適正な事業実施に努める必要がある。